

核不拡散の最近の動向について

原子力委員会

2004年7月27日

鈴木達治郎

(財)電力中央研究所 社会経済研究所 上席研究員
東京大学大学院法学政治学研究科COE特任教授

目次

- 国際核軍縮・核不拡散体制の主要課題
- 最近行われた主な提案とその意味
 - － エルバラダイ提案
 - － ブッシュ政権核不拡散政策
 - － カーネギー平和財団報告(案)
- 原子力民生利用にとっての課題と日本の対応策

国際核軍縮・核不拡散体制の主要課題

- NPT体制への批判
 - 核軍縮の遅れ、地域安全保障リスクの増加、保障措置の強化、脱退国・疑惑国への対応
- 闇貿易問題
 - レジーム外の国への対応、供給国の増加、輸出規制問題
- 9・11以降
 - 核テロリズム・リスクの現実化
- ブッシュ核政策への批判
 - 核兵器開発・利用の正当化とその影響

最近の提案とその意味(1)

- **核兵器転用可能核物質(WUM)への規制強化**
 - 核不拡散、テロリズムへの対応として、WUM(高濃縮ウラン[HEU]とプルトニウム[Pu])に対する規制強化の可能性
 - HEU:解体HEUのLEUへの転換促進(G8パートナーシップの一部)
 - Pu:在庫量削減、生産(プルトニウム分離)の中止、利用撤退への動き。
- **機微施設(濃縮、再処理)技術・施設への規制強化**
 - 濃縮・再処理技術輸出の制限ならびに両施設の国際管理の方向
 - NPT4条との関連で議論の可能性。
 - 使用済み燃料・HLW国際管理(貯蔵・処分)の推進

最近の提案とその意味(2)

- 追加議定書批准の促進
 - 追加議定書の批准促進は国際合意(米国の支援)。
 - 輸出条件として事実上の国際基準(norm)となる可能性。
- 輸出規制強化
 - 闇貿易対策は困難な課題。実態把握が優先。
 - NSGの拡大、PSIの拡大?(中国の役割重要)。
- 核軍縮の促進(核兵器国の責任)
 - NPT第6条の義務遂行が、依然大きな課題。
 - 特に米ブッシュ政権の核政策(小型核兵器開発、核兵器の利用可能性言及など)は核軍縮・不拡散に深刻な負の影響。
 - 核兵器の価値を削減。地域安全保障の促進。

原子力民生利用にとっての課題と 日本の対応策(1)

- **核軍縮、国際レジームへの貢献**
 - G8パートナーシップの促進
 - 北東アジア安全保障への促進(北朝鮮問題)
 - 核兵器国に対する軍縮義務遂行を要請
- **濃縮・再処理規制強化への対応**
 - 日本の施設を規制する可能性は少ない
 - しかし、「多国籍管理」提案には検討が必要
 - 透明性向上、地域国との信頼性醸成措置などの可能性検討
 - HLW/SFの国際貯蔵・処分の可能性検討

原子力民生利用にとっての課題と 日本の対応策(2)

- HEU, プルトニウム管理・在庫量削減
 - 民間から国の事業への転換。核物質買い上げの可能性。
 - 専焼炉方式の採用。MOX燃料貯蔵一括管理などの可能性。
 - 国内プルトニウムの処分優先。
 - 「利用計画のないPu回収は認めない」政策の具体化。
 - 研究炉、臨界装置の燃料転換、処分対策。
- 核物質防護(PP)の強化
 - 設計基礎脅威(DBT)の国際基準化(?)への対応
 - 核不拡散、計量管理、保障措置関連技術開発の促進
 - 民間でもbest practiceなどの情報交換促進を

原子力民生利用にとっての課題と 日本の対応策(3)

- **輸出・技術移転政策**
 - 再処理・濃縮技術輸出政策の明確化(ex. 対韓国)
 - みなし技術(deemed export)、ノウハウ技術移転問題
 - 企業Compliance Programの充実
 - アジア地域における協力促進
- **核不拡散政策研究の充実**
 - 新法人の研究能力充実
 - 民間、大学の研究基盤強化、人材育成、ネットワークの充実
- **原子力外交政策立案過程の強化**
 - 原子力委員会の役割明確化
 - 専門家とのネットワーク強化

前長計における議論

- 原子力委員会長期計画策定会議 第六分科会報告書、「新しい視点にたった国際的展開」、平成12年6月5日。
<http://aec.jst.go.jp/jicst/NC/tyoki/index.htm>。
- その第3章6節「核不拡散への取り組みに対するわが国のイニシャティブ強化」に次のような提案が含まれている。
 - － 「核不拡散研究センター(仮称)」の設置構想の検討
 - － 核軍縮の促進や核不拡散体制整備といった国際平和秩序構築への貢献をより一層強化するため、国際的な専門家、特にアジア諸国からの専門家の参加を得て、我が国において「核不拡散研究センター(仮称)」を設立する構想を検討する。このセンターに期待される機能としては、核不拡散に関する情報の積極的な発信に加え、欧米に現存する同様のセンターと連携しつつ、政策研究とともに、必要とされる技術開発も実施することにより、総合的な視野から国際社会に対して勧告、助言を発信することである。

[参考資料]

- エルバラダイ提案 (“ Toward a Safer World, The Economist, 2003/10/16, “Saving ourselves from Self-Destruction,” NYT, 2004/02/12, カーネギー平和財団における講演、2004/06/2, [Control, Commitment and Collective Security])

<http://www.ceip.org/files/projects/npp/resources/2004conference/speeches/elbaradei.doc>

1. 機微な核施設・核物質の多国籍管理規制 (multinational limitation) と透明性強化
 2. 核兵器に直接転用可能な核物質を利用しない平和利用システムの設計・開発
 3. 放射性廃棄物 (HLW) ・使用済み燃料の国際貯蔵・処分
 4. 核物質・技術の輸出規制強化、輸出規制の「普遍化」
 5. IAEA 査察官の権限強化
 6. NPT 脱退の禁止、または安全保障理事会の即時レビュー
 7. FMCT, CTBT など核軍縮関連条約の進展、安全保障対策の強化
- ブッシュ大統領提案 (2004.2)

<http://www.whitehouse.gov/news/releases/2004/02/print/20040211-4.html>

1. PSI (proliferation security initiative) の拡大
 2. 国連安全保障理事会「核拡散違法」決議の促進
 3. 冷戦後の解体核兵器、核物質管理の強化 (Global Partnership の強化)
 4. 濃縮・再処理施設保有の制限と核燃料供給保証、既に稼働施設 (full-scale, functioning) を所有していない国への輸出禁止
 5. 追加議定書未批准国 (来年まで) への原子力機器輸出禁止
 6. IAEA 理事会に「保障措置・査察強化委員会」の設置
 7. 疑惑国の IAEA 理事会メンバー参加禁止
- カーネギー平和財団「普遍的遵守 (Universal Compliance) 」 (2004. 6) の提言 (案)

<http://wmd.ceip.matrixgroup.net/UniversalCompliance.pdf>

1. 新たな核保有国を作らせないこと (5 核保有国と、イスラエル、インド、パキスタンの 8 カ国。これらは核保有国としての責任をおう国)
2. すべての核物質を厳重に管理すること (国際的な共通基準が必要、高濃縮ウランやプルトニウムの平和利用を最小限にすることなど)
3. 非合法移転を防止すること (輸出管理の法制化、NSG の拡大など)
4. 核兵器の軍事的価値を減少させること (新核兵器開発の禁止、CTBT の遵守、誠実で確実な核軍縮の実施など)
5. 地域紛争・対立の解決にとりくむこと (中東、南アジア、北東アジアの地域対立を平和的に解決するよう外交手段をつくすこと)